

# 身体拘束適正化のための指針

## 1. 身体拘束最小化に関する理念

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むくものです。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束最小化に向けて意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### 1) 身体拘束禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他患者の行動を制限する行為を禁止します。

### 2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

患者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供が原則です。例外的に以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の拘束を行うことがあります。

(1) 切迫性:患者本人又は、他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性あり  
緊急性が著しく高いこと。

(2) 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

(3) 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を満たすことが必要です。

## 2. 身体拘束最小化に向けての基本方針

### 1) 身体拘束の原則禁止

当院においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚労省が「身体的拘束ゼロの手引き」の中であげている行為を示します。

#### 【身体拘束に該当する具体的な行為】

\*徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹を拘束帯で縛る。

\*転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

\*点滴・気管栄養等チューブを抜かないように、四肢を拘束帯で縛る。

\*点滴・気管栄養等チューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。

\*車いすや椅子からずり落ちたり、立ちあがったしないように、腰ベルト、車いすテーブルを付ける。

\*立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

\*脱衣やオムツ外しを制限するために、つなぎ服を着せる。

\*人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を拘束帯で縛る。

\*行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

\*自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### 2) やむを得ず身体拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)

本人または他の患者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

「開始時」

- (1) 緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、医師をはじめとする複数の担当者が「切迫性・非代替性・一時性」の3要件の全てを満たしているかについて確認します。必要と認めた場合、医師が、身体拘束の指示をします。
- (2) 本人・家族に対する同意書を作成します。

「継続時」

- (3) 拘束による患者等の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについてカンファレンスを実施し、身体拘束を継続する判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討をします。
- (4) 早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を行います。身体拘束の内容目的・理由・拘束時間又は時間帯。期間。改善に向けた取り組み方法を、本人家族に詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

「再継続時」

- (5) 身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等に説明した内容と方向性及び患者等の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施します。拘束解除記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合、直ちに身体拘束を解除し、家族に報告します。

- \* 身体拘束最小化委員会において報告された事例を集計し発生時の状況等分析します
- \* 発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策を検討します。
- \* 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討、評価します。
- \* 報告された事例及び分析結果を管理者、職員に周知徹底します。
- \* 記録は保存します。

3) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- \* 患者主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- \* 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないよう努めます
- \* 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- \* 患者の安全を確保する観点から、患者等の自由(身体的・精神的)に安楽を妨げるような行為を行いません。
- \* 「やむを得ない」と安易に身体拘束に該当する行為を行ってないか、常に振り返ながら患者等に主体的に入院生活をしていただけるよう努めます。

3. 病院内の組織に関する事項

1) 身体拘束最小化委員会の設置

当院では、身体拘束を廃止に向け身体拘束最小化委員会を設置し、毎月開催します。

(1) 設置目的

- \* 院内での身体拘束最小化または解除に向けて現状把握及び改善についての

検討をします

\*身体拘束を実施せざるを得ない場合について検討します

\*身体拘束を実施した場合の解除の検討をします。

\*身体拘束最小化に関する職員全体への職員全体への指導をします。

報告、改善のための方策を定め周知徹底する目的は、身体拘束適正化について院内全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり職員の懲罰を目的としたものではありません

(2) 身体拘束最小化委員会の構成員

\*医師・看護師・理学療法士・事務員・薬剤部その他必要に応じて各部門責任者を要請する

4. 身体拘束最小化、改善のための職員教育

医療に携わる全ての職員に対して、身体拘束最小化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

\*毎年研修プログラムを作成し、年に2回以上の研修を実施します。

\*委員に対する身体拘束最小化、代替のための研修を実施します。

\*新規採用時に研修を実施します

\*委員会後に各部署を巡回します

5. この方針の閲覧について

当院での身体拘束廃止、最小化に関する指針は、求めに応じていつも院内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページに公表し、いつでも患者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

令和6年11月28日作成

令和7年12月1日改訂